

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、平成21年 3 月31日佐賀市神崎市営土地改良事業（基幹水利施設管理）筑後川下流域原金立地区の施行に同意した。

平成21年 4 月 7 日

佐賀県知事 古 川 康